

# 令和5年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年3月16日

- 日程第1 議案第2号 芸西村個人情報保護法施行条例
- 日程第2 議案第3号 芸西村議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第3 議案第4号 芸西村情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第4 議案第5号 芸西村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 日程第5 議案第6号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び芸西村債権管理条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 芸西村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 芸西村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 芸西村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 芸西村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 芸西村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第18号 令和4年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第19号 令和4年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 令和4年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第21号 令和4年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第21 議案第22号 令和4年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第23号 令和5年度芸西村一般会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和5年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和5年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和5年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和5年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和5年度芸西村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和5年度芸西村下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 安芸広域障害支援区分認定審査会を共同設置する普通地方公共団体の数の減少及び同審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第30 発議第1号 消費税法附則第171条2項に基づき消費税インボイス制度実施の中止、延期を求める意見書
- 日程第31 発議第2号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書
- 日程第32 発議第3号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書
- 日程第33 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 令和5年3月16日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長 兼会計管理者	松本 巧	健康福祉課長	都築 仁	産業振興課長	吉永 卓史
土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔
総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔	健康福祉課長補佐	常光 紘正
産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順
教育委員会課長補佐	岡村 まきみ				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和5年3月16日（木）

[9:00開会]

### 《開会》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《日程第1》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、議案第2号芸西村個人情報保護法施行条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第2号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第2》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、議案第3号芸西村議会の個人情報の保護に関する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第3号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第3》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第4号芸西村情報公開・個人情報保護審査会条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第4号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第4号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第4、議案第5号芸西村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第5号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第5号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第5》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第5、議案第6号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
3番坂本史君。賛成ですか、反対ですか。

○ 坂本 史 議員

賛成です。

〔自席にて発言〕

○ 岡村 俊彰 議長

8番仙頭一貴君。賛成ですか、反対ですか。

○ 仙頭 一貴 議員

反対です。

〔自席にて発言〕

○ 岡村 俊彰 議長

まず、原案に反対者の発言を許します。8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。

○ 岡村 俊彰 議長

仙頭君。マスク、マスク。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。8番仙頭です。反対討論を行いたいと思います。

今、国保税を増額するべきではありません。コロナ感染症や世界的不況の続く中、私たちの生活は不安定な状況が続いています。物価はどんどん上がり、全く先が見えません。こんな中で、国保税を上げるべきではありません。

これは、少子化対策にも逆行しています。均等割は所得に関係なく、子どもの多い家庭に負担が増えます。国保は、保険者努力支援制度によって、既にペナルティー措置が課せられています。当村は、18歳未満医療費無償化により、既に交付金を減税されています。増額を行うならペナルティー措置の対象外となる決算補填等目的外の繰入金を活用した公費繰入金の施策をした上で増額を行うべきです。

将来の展望が見えない今、統一化実施の先送りの議論もされないまま進んでいくことは、あまりにも無謀で受け入れることはできません。私たちは、国会議員でもなく、県議会議員でもなく、村議会議員です。統一化実施が決まった国保税の負担を、生活の不安を、少しでも減らすことが仕事です。いっそのこと増額のないまま進み、事務を県に移管してから国保税を上げたほうが、被保険者の負担は少なくすむのではないのでしょうか。

しかし、いずれにせよ、被保険者のサービスや負担の公平性化は必要です。しかし、それが今ではないということです。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

3番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。3番坂本です。議案第6号について賛成討論を行います。

この3年間におよぶコロナ禍や燃料の高騰及び食糧などの物価の高騰が、村内の農業・漁業及び商業などあらゆる分野の方々の生活に多大な影響を及ぼしております。このような時期に、国保税率を引き上げるということに対しては、確かに諸手を挙げて賛成できるかといえばそうではありません。

しかしながら、国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成も高く、さらに医療費水準も高いなどの問題を抱えております。そこで、令和4年の8月22日、県内国保の保険料水準の統一に向けた知事・市町村長会議において、県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料とするということ、令和12年度には保険料水準を統一するということが確認をされました。

国保会計への法定外繰入を行っている保険者は、赤字解消計画にのっとり令和8年度までを目途に赤字解消を目指し、保険料水準の統一に向けた取り組みの中間確認を行うこととされております。そのため、統一保険料の試算と現状の税率を比較して医療分の均等割を引き上げるとは、今後も国民健康保険制度を維持していくことにつながると考えます。以上、私の賛成討論といたします。

○ 岡村 俊彰 議長

他に討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第6号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第6、議案第7号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び芸西村債権管理条例の

一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第7号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第7》

### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第7、議案第8号芸西村使用料条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第8号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第8》

### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第8、議案第9号芸西村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第9号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第9》

### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第9、議案第10号芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 10 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 10 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 10》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 10、議案第 11 号芸西村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 11 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 11 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 11》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 11、議案第 12 号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 12 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案 12 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 12》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 12、議案第 13 号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。



質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 13 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 13 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 13》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 13、議案第 14 号芸西村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 14 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 14》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 14、議案第 15 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 15 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 15》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 15、議案第 16 号芸西村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 16 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 16 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 16》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 16、議案第 17 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 17 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 17》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 17、議案第 18 号令和 4 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 18 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 18》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 18、議案第 19 号令和 4 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 19》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 19、議案第 20 号令和 4 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 20 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 20 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 20》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 20、議案第 21 号令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 21 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 21 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 21》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 21、議案第 22 号令和 4 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 22 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。

従って、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 22》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 22、議案第 23 号令和 5 年度芸西村一般会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 23 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 23》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 23、議案第 24 号令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 24 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 24》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 24、議案第 25 号令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 25 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 25》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 25、議案第 26 号令和 5 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 26 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 26》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 26、議案第 27 号令和 5 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 27 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 27》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 27、議案第 28 号令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 28 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 28》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 28、議案第 29 号令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 29 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 29 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 29》

##### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第 29、議案第 30 号安芸広域障害支援区分認定審査会を共同設置する普通地方公共団体の数の減少及び同審査会共同設置規約の一部変更についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第 30 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 30 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 30》

##### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第 30、発議第 1 号消費税法附則第 171 条 2 項に基づき消費税インボイス制度実施の中止、延期を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。8 番仙頭一貴君。

##### ○ 仙頭 一貴 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。  
消費税法附則第 171 条 2 項に基づき消費税インボイス制度実施の中止、延期を求める意見書。  
新型コロナウイルスの収束が見通せない中、さらに、原油・資材・物価高騰で事業活動が一層困難を深めています。  
こうした状況の中、2023 年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。国税庁は今年 3 月末までの「適格請求書発行事業者」登録申請を呼びかけています。  
500 万から 1000 万者といわれる、現在は消費税非課税事業者が新たに課税事業者になるのか、取引から排除されるのかの選択を迫られています。いずれにしても、多くの中小零細事業者、フリーランスの事業を逼迫させ、廃業を選択する者も出てきています。  
道の駅や産直市場、集落活動センターでは、媒介者交付特例が使えずインボイスが発行できないケースが出てきます。そうすると、国県市町村、地域で取り組んでいる農商工連携や 6 次産業化、地域活性化の取り組みを阻害し、地域に悪影響を及ぼすことは明らかです。総務省は自治体や指定管理者にインボイスの発行ができるように準備することを求めています。市町村が設置者で指定管理者が運営している道の駅などでは、「求められたインボイスを発行しないわけにはいかないが、発行できない」という事態が出てきます。

シルバー人材センターも「会員に消費税課税業者になっても言えないし、かといって、センターで仕入れた税額控除分を負担する余力もない」と困っています。厚生労働省は自治体に対し、センターに必要な財政支援をするように通知を出しています。

インボイスを発行しないことをもって、取引を拒絶する、値下げを強要する、インボイス登録を執拗に迫るなどの行為は、独占禁止法（優越的地位の濫用）や建設業法、下請法に抵触・違反する恐れがあることも周知されていません。

各自治体でも多くの分野・部署で対応が求められますが、対応の基本姿勢、具体的方針・方法が準備されているかが疑問視されます。

インボイス制度は事業者だけではなく、地域（地域活性化、地域おこし）の問題でもあります。

国税庁は今年3月末までのインボイス登録を求めています。制度の周知が不十分な上に、さまざまな困難事例を今年3月末までに解消し、登録をすすめることは難しいのが現状です。

日本商工会議所も指摘しているとおおり、制度導入後の大混乱は避けられない状況です。2023年10月からのインボイス制度実施は困難です。

軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や取引への影響について検証し、必要な措置を講じる旨の規定（消費税法附則）に基づき制度実施の中止、あるいは延期の対応をすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出先は、内閣総理大臣、関係各大臣です。よろしくお願ひします。

#### ○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

挙手多数です。

従って、発議第1号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第31》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第31、発議第2号物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。6番安岡公子君。

#### ○ 安岡 公子 議員

読み上げまして、提案理由を説明いたします。

物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書。

2022年12月の全国消費者物価指数は前年同月に比べ4.0%上昇しました。家計の負担増は、今年度1世帯当たり8.6万円以上になるとの試算もあり、生活保護利用者では1カ月分の生活保護費に匹敵する大変な負担です。過去1973、74年のオイルショック時の物価急騰には、2年間で6度にわたり生活保護の基準引き上げや手当の支援などがありました。

厚生労働省は、2022年12月24日に、5年に一度の生活扶助基準の改定を発表しました。物価高と世論に押され、本来ならば、平均2%の引き下げになるところを、2023～24年は据え置きました。2025年度以降については、改めて検討するとしています。しかし、急激な物価高騰が続く実質的には引き下げとなり、今回の据え置きは生活保護世帯を一層苦しめるものです。

2013年から2015年、2018年から2020年には、相次いで生活保護基準が引き下げられています。生活保護基準は、さまざまな制度の土台となっているため、生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。

よって国において生活保護基準を 2012 年度の水準に戻し、物価高騰に見合った大幅な引き上げを緊急に実施するよう求めるものです。

以上、意見書を提出します。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上よろしく申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、発議第 2 号は否決されました。

《日程第 32》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 32、発議第 3 号畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。7 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

読み上げまして、提案の理由といたします。

畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書。

今、日本の酪農・畜産は、史上最悪の危機に直面しています。飼料をはじめあらゆる生産資材、光熱費などが高騰しているにもかかわらず、生産費の上昇を乳価や畜産物価格に転嫁できず、雪崩を打つように離農・廃業・倒産をしております。

北海道では 2020 年に 5800 戸いた酪農家が、現在では 5000 戸を割る事態にまで陥っており、肉用牛、養豚、養鶏も経営危機です。このままでは、日本から酪農・畜産産業が消えかねない非常事態です。

しかし政府からは、離農・廃業を食い止める有効な対策は打ち出されていません。乳製品の過剰在庫が乳価引き上げの足かせになっているのに、輸入は減らさず、牛の淘汰に補助金が出されています。

酪農家が切望する緊急の経営支援は検討すらされず、乳価引き上げ交渉に国が責任を持ってイニシアチブを發揮することもしていません。

配合飼料は価格安定制度が機能しなくなっており、今の事態が続けば国民は国内産の牛乳や畜産品を手に入れることが困難になります。

史上最悪の危機に直面している日本の酪農・畜産の危機を打開するため、次のような施策を早急に実施するように強く要望する。

1、配合飼料価格安定制度への国の拠出を増額すること。2、飼料高騰前の価格との差額を全額補填すること。3、畜産農家を救済する新たな補助・融資制度など金銭面での支援策を緊急に整備すること。4、子どもの成長と国民の健康維持に不可欠な牛乳は国内で生産すること。5、日本の農畜産業を守るため、乳製品の輸入量を削減し、生乳の生産抑制を行わないこと。6、政府の責任において乳製品を買い上げ、人道支援等を行うこと。7、生産抑制を行う際には、生産者への十分な補填を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。よろしくお願いいいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。



これで討論を終わります。  
これから発議第3号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
挙手多数です。  
従って、発議第3号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第33》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第33、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

### 《閉会》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和5年第1回芸西村議会定例会を閉会します。

[9:50 閉会]